

第3期中活計画が変更認定

～しずおか中部の生活・交流拠点づくりに向けて～

要約すると

- 8月10日付で「第3期中心市街地活性化基本計画」の変更計画が認定
- 1事業を新たに追加し事業数は全85事業になり、1事業の記載内容を変更
- 新規事業の効果として、目標指標の一つ「昼間の歩行者通行量」の目標値を上方修正

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、6月28日に認定申請していた「第3期中心市街地活性化基本計画」の変更計画が8月10日付で内閣総理大臣認定を受けました。同計画は平成30年3月23日に認定され、『質の高い暮らし 溢れる賑わい しずおか中部の生活・交流拠点』をまちづくりのテーマに、今年度から5カ年をかけて、官民が連携し、取り組んでいるところであります。

今回の第1回変更では、事業の新規追加と新たな支援措置の活用による記載内容の変更を行いました。具体的な変更点は、アピタ藤枝店跡地にスーパーマーケットを中心とした商業施設を整備する「田沼一丁目18地区商業施設整備事業」の追加と、地方再生コンパクトシティモデル全国32都市の指定に伴い、て～しゃばストリートなどの「LOVE LOCAL FUJIEDA 事業」について新たな支援措置の活用が可能になったことによる記載内容の変更です。

さらに、「田沼一丁目18地区商業施設整備事業」の事業効果として、目標指標の一つである「昼間の歩行者通行量」の目標値（H34）を、7,859人/日から8,020人/日へと上方修正しました。

今後も官民連携による取り組みを仕掛け、目標指標の達成に資する新たな事業や民間による開発等が生じた場合は適宜、中活計画の変更認定申請を行い、より実効性の高い計画となるよう取り組んでまいります。



スーパーマーケットの整備が予定されるアピタ藤枝店跡地

藤枝市中心市街地活性化推進課
しずおか中部の生活・交流拠点を目指します